官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
一　○特定国外派遣組織を指定する件（総務二一五）
二　○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十七条第一項の規定による届出があった件（法務四八）
三　○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスーダンにおけるダルフール和平阻害関与者等を指定する件（外務一九五）
四　○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一五四～一五七、一五九）
五　○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一五八）
六　○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六七二、六七三）
　○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁九）

〔国会事項〕
令和八年度管理業務主任者試験の実施について（国土交通省）

〔官庁報告〕
国家試験
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係
会社その他

その他告示

○総務省告示第二百十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月五日

一　名　称	総務大臣　林　芳正
	令和八年度国連三角パートナーシップ・プログラム訓練（ケニア）への派遣教官団
二　国外派遣期間	令和八年六月六日から令和八年七月二十七日まで
三　派遣人数（概数）	二十人程度
四　派遣地域	ケニア共和国

○外務省告示第百九十五号

国際連合安全保障理事会決議第千五百九十一号に基づき設立された同理事会制裁委員会が令和八年四月二十八日に発出した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスーダンにおけるダルフール和平阻害関与者等を指定する件（平成十八年外務省告示第三百七十四号）の一部を次のとおり改正する。

令和八年六月五日

外務大臣　茂木　敏充

別表に次のように加える。

（別表）

11. アル=ゴニー・ハムダン・ダガロ
AL-GONEY HAMDAN DAGALO
国連参照番号：SDi.011
役職：即応支援部隊（RSF）調達統括官
Procurement Director of the Rapid Support Forces
生年月日：1990/8/7
出生地：ニャラ北部、スーダン
Nayala North, Sudan
別名：アルゴニー・ハムダン・ダガロ；アル=コニ・ハムダン・ダガロ
ALGONEY HAMDAN DAGALO; AL-QONI HAMDAN DAGALO
国籍：スーダン
Sudan
旅券番号：スーダン旅券　B00017334；スーダン旅券　B00024943、2031年9月27日失効；ケニア旅券　AK1586127
身分登録番号：アラブ首長国連邦　784199014302485
住所等：ドバイ、アラブ首長国連邦
Dubai, United Arab Emirates
リスト掲載日：2026年4月28日
その他の情報：性別：男性。インターポール・国連安全保障理事会特別手配ウェブリンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

○法務省告示第四十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十七条第一項の規定に基づき、次の認証紛争解決事業者から同項第四号に規定する行為（認証紛争解決手続の業務の廃止）をしようとする旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

令和八年六月五日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所
山口県司法書士会
山口県山口市駅通り二丁目九番十五号

廃止予定年月日
令和八年六月三十日